

新	旧
<p style="text-align: center;">外国貿易等に関する統計基本通達</p> <p>(国別の選定基準)</p> <p>7 - 2 国(貿易相手国)の選定基準は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 輸入については、(原産国関税法基本通達 68 - 3 - 5(原産地の認定基準)に規定する原産地となる国をいう。)とする。 ただし、原産地が明らかでない貨物及び前記 6 - 2(再輸出品及び再輸入品)に規定する再輸入の貨物については、積出国(貨物を本邦に向けて積み込んだ国)を原産国とみなす。また、本邦の保税工場又は総合保税地域において加工等された後、移出輸入又は総保出輸入される貨物については、原料課税の適用を受けるもので原料の原産国が特定できる場合を除き、「保税工場・総合保税地域」とする。</p> <p>(普通貿易統計計上除外貨物)</p> <p>21 - 2 次に掲げる貨物は、前記 21 - 1(普通貿易統計計上貨物)の規定にかかわらず、普通貿易統計に計上しない。</p> <p>(1)~(14) (略)</p> <p>(15) 関税法第 74 条((輸入を許可された貨物とみなすもの))の規定によるみなし貨物。ただし、<u>日本郵政公社</u>から交付された郵便物を除く。</p> <p>(16)~(18) (略)</p> <p>(輸出統計計上時点)</p> <p>22 - 1 輸出統計に計上する貨物の統計計上時点は、原則として、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 郵便物は、<u>日本郵政公社</u>にある税関官署の通関手続を終了した日(事前検査に係る郵便物については、当該事前検査を終了した日)。 なお、蔵入れ、移入れ又は総保入れされた郵便物を積戻しする場合は、前記(1)による。</p> <p>(輸入統計計上時点)</p> <p>22 - 3 輸入統計に計上する貨物の統計計上時点は、原則として、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">外国貿易等に関する統計基本通達</p> <p>(国別の選定基準)</p> <p>7 - 2 国(貿易相手国)の選定基準は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 輸入については、(原産国関税法基本通達 68 - 3 - 5(原産地の認定基準)に規定する原産地となる国をいう。)とする。 ただし、原産地が明らかでない貨物及び前記 6 - 2(再輸出品及び再輸入品)に規定する再輸入の貨物については、積出国(貨物を本邦に向けて積み込んだ国)を原産国とみなす。また、本邦の保税工場又は総合保税地域において加工等された後、移出輸入又は総保出輸入される貨物については、<u>関税法第 60 条((原料課税))</u>の適用を受けるもので原料の原産国が特定できる場合を除き、「保税工場・総合保税地域」とする。</p> <p>(普通貿易統計計上除外貨物)</p> <p>21 - 2 次に掲げる貨物は、前記 21 - 1(普通貿易統計計上貨物)の規定にかかわらず、普通貿易統計に計上しない。</p> <p>(1)~(14) (同左)</p> <p>(15) 関税法第 74 条((輸入を許可された貨物とみなすもの))の規定によるみなし貨物。ただし、<u>郵政官署</u>から交付された郵便物を除く。</p> <p>(16)~(18) (同左)</p> <p>(輸出統計計上時点)</p> <p>22 - 1 輸出統計に計上する貨物の統計計上時点は、原則として、次のとおりとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 郵便物は、<u>郵政官署</u>にある税関官署の通関手続を終了した日(事前検査に係る郵便物については、当該事前検査を終了した日)。 なお、蔵入れ、移入れ又は総保入れされた郵便物を積戻しする場合は、前記(1)による。</p> <p>(輸入統計計上時点)</p> <p>22 - 3 輸入統計に計上する貨物の統計計上時点は、原則として、次のとおりとする。</p>

新旧対照表

(外国貿易等に関する統計基本通達)

新	旧
<p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 郵便物は、<u>日本郵政公社</u>にある税関官署の通関手続を終了した日。 ただし、関税等の納付前に引き取られるものは、前記(2)により、また、 蔵入れ、移入れ又は総保入れされるものは前記(3)による。</p>	<p>(1) ~ (4) (同左)</p> <p>(5) 郵便物は、<u>郵政官署</u>にある税関官署の通関手続を終了した日。 ただし、関税等の納付前に引き取られるものは、前記(2)により、また、 蔵入れ、移入れ又は総保入れされるものは前記(3)による。</p>

新			旧		
別紙第1			別紙第1		
統計国名符号表			統計国名符号表		
国名符号	国名	備考	国名符号	国名	備考
110	<u>ベトナム</u>		110	<u>ヴィエトナム</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
113	<u>マレーシア</u>		113	<u>マレイシア</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
120	<u>カンボジア</u>		120	<u>カンボディア</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
125	<u>スリランカ</u>		125	<u>スリ・ランカ</u>	
		(略)			(同左)
126	<u>モルディブ</u>		126	<u>モルディヴ</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
128	<u>東ティモール</u>		128	<u>東チモール</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
135	<u>バーレーン</u>		135	<u>バハレーン</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
137	<u>サウジアラビア</u>		137	<u>サウディアラビア</u>	
138	<u>クウェート</u>		138	<u>クウェイト</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
140	<u>カタール</u>		140	<u>カタル</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
143	イスラエル	<u>ヨルダン</u> 川西岸を含まない。	143	イスラエル	<u>ジョルダン</u> 川西岸を含まない。
144	<u>ヨルダン</u>		144	<u>ジョルダン</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
158	<u>ヨルダン</u> 川西岸及びガザ		158	<u>ジョルダン</u> 川西岸及びガザ	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
202	<u>ノルウェー</u>		202	<u>ノールウェイ</u>	

新旧対照表

(外国貿易等に関する統計基本通達)

新			旧		
国名符号	国名	備考	国名符号	国名	備考
203	<u>スウェーデン</u>		203	<u>スエーデン</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
205	<u>英国</u>		205	<u>イギリス</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
209	<u>ルクセンブルク</u>		209	<u>ルクセンブルグ</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
228	<u>セルビア・モンテネグロ</u>	(旧ユーゴスラビア連邦共和国)	228	<u>ユーゴスラヴィア連邦共和国</u>	(旧セルビア及びモンテネグロ)
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
233	<u>キプロス</u>		233	<u>サイプラス</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
236	<u>ラトビア</u>		236	<u>ラトヴィア</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
240	<u>モルドバ</u>		240	<u>モルドヴァ</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
242	<u>スロベニア</u>		242	<u>スロヴェニア</u>	
243	<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>		243	<u>ボスニア・ヘルツェゴヴィナ</u>	
244	<u>マケドニア旧ユーゴスラビア共和国</u>		244	<u>マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国</u>	
245	<u>チェコ</u>		245	<u>チェッコ</u>	
246	<u>スロバキア</u>		246	<u>スロヴァキア</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
304	<u>アメリカ合衆国</u>		304	<u>アメリカ</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
307	<u>ホンジュラス</u>		307	<u>ホンデュラス</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
309	<u>エルサルバドル</u>		309	<u>エル・サルヴァドル</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)

新旧対照表

(外国貿易等に関する統計基本通達)

新			旧		
国名符号	国名	備考	国名符号	国名	備考
311	<u>コスタリカ</u>		311	<u>コスタ・リカ</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
315	<u>バハマ</u>	(略)	315	<u>バハマ連邦</u>	(同左)
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
320	<u>トリニダード・トバゴ</u>		320	<u>トリニダッド・トバゴ</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
322	<u>ハイチ</u>		322	<u>ハイティ</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
325	<u>米領ヴァージン諸島</u>	(略)	325	<u>バージン諸島(米)</u>	(同左)
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
330	<u>セントルシア</u>		330	<u>セント・ルシア</u>	
331	<u>アンティグア・バーブーダ</u>	(略)	331	<u>アンチグア・バーブーダ</u>	(同左)
332	<u>英領ヴァージン諸島</u>	(略)	332	<u>英領ヴァージン諸島(英)</u>	(同左)
333	<u>ドミニカ</u>	(略)	333	<u>ドミニカ国</u>	(同左)
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
335	<u>セントクリストファー・ネイビス</u>	(略)	335	<u>セント・クリストファー・ネイヴィーズ</u>	(同左)
336	<u>セントビンセント</u>	St. Vincent, Bequia, Mustique, Canouan, Union 島, Grenadines 諸島及び近接諸島を含む。	336	<u>セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島</u>	St. Vincent, Bequia, Mustique, Canouan, Union 島及び近接諸島を含む。
337	<u>英領アンギラ</u>	(略)	337	<u>アンギラ(英)</u>	(同左)
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
402	<u>ベネズエラ</u>		402	<u>ヴェネズエラ</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
408	<u>ボリビア</u>		408	<u>ボリヴィア</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
413	<u>アルゼンチン</u>		413	<u>アルゼンティン</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)

新旧対照表

(外国貿易等に関する統計基本通達)

新			旧		
国名符号	国名	備考	国名符号	国名	備考
502	<u>セウタ及びメリリア</u> (西)		502	<u>セウタ及びメリリヤ</u> (西)	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
504	<u>チュニジア</u>		504	<u>テュニジア</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
512	<u>ギニア・ピサウ</u>		512	<u>ギニア・ピサオ共和国</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
514	<u>シエラレオネ</u>		514	<u>シエラ・レオーネ</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
516	<u>コートジボワール</u>	(旧象牙海岸共和国)	516	<u>象牙海岸共和国</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
518	<u>トーゴ</u>		518	<u>トーゴ</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
521	<u>ブルキナファソ</u>		521	<u>ブルキナ・ファソ</u>	
522	<u>カーボヴェルデ</u>	(略)	522	<u>カーボ・ヴェルデ共和国</u>	(同左)
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
528	<u>チャド</u>		528	<u>チャード</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
530	<u>赤道ギニア</u>	(略)	530	<u>赤道ギニア共和国</u>	(同左)
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
532	<u>コンゴ共和国</u>		532	<u>コンゴ</u> 共和国	
533	<u>コンゴ民主共和国</u>	(略)	533	<u>コンゴ</u> 民主共和国	(同左)
534	<u>ブルンジ</u>		534	<u>ブルンディ</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
536	<u>サントメ・プリンシペ</u>		536	<u>サントメ・プリンシペ民主共和国</u>	
537	<u>セントヘレナ及びその附属諸島</u> (英)	(略)	537	<u>セントヘレナ島及びその附属諸島</u> (英)	(同左)

新旧対照表

(外国貿易等に関する統計基本通達)

新			旧		
国名符号	国名	備考	国名符号	国名	備考
538	<u>エチオピア</u>		538	<u>エティオピア</u>	
539	<u>ジブチ</u>		539	<u>ジブティ</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
544	<u>セーシェル</u>		544	<u>セイシェル</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
547	<u>モーリシャス</u>		547	<u>モーリシアス</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
551	<u>南アフリカ共和国</u>		551	<u>南アフリカ</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
602	<u>パプアニューギニア</u>		602	<u>パプア・ニューギニア</u>	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
606	<u>ニューゼーランド</u>	Kermadec, Raoul, Macauley, Curtis, Chatham, Bounty, Antipedes, Auckland, Campbell Three Kings Solonder 及び Snares 島を含む。 (旧 609 その他の <u>ニューゼーランド</u> 自治領の一部を含む。)	606	<u>ニュー・ゼーランド</u>	Kermadec, Raoul, Macauley, Curtis, Chatham, Bounty, Antipedes, Auckland, Campbell Three Kings Solonder 及び Snares 島を含む。 (旧 609 その他の <u>ニュー・ゼーランド</u> 自治領の一部を含む。)
607	<u>クック諸島</u> (<u>ニューゼーランド</u>)	(略)	607	<u>クック諸島</u> (<u>ニュー・ゼーランド</u>)	(同左)
608	<u>トケラウ諸島</u> (<u>ニューゼーランド</u>)	(略)	608	<u>トケラウ諸島</u> (<u>ニュー・ゼーランド</u>)	(同左)
609	<u>ニウエ島</u> (<u>ニューゼーランド</u>)	(旧その他の <u>ニューゼーランド</u> 自治領の一部)	609	<u>ニウエ島</u> (<u>ニュー・ゼーランド</u>)	(旧その他の <u>ニュー・ゼーランド</u> 自治領の一部)
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
611	<u>バヌアツ</u>	(略)	611	<u>ヴァヌアツ共和国</u>	(同左)
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
613	<u>ソロモン</u>	(略)	613	<u>ソロモン諸島</u>	(同左)
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)

新旧対照表

(外国貿易等に関する統計基本通達)

新			旧		
国名符号	国名	備考	国名符号	国名	備考
615	キリバス	Canton 及び Enderbury 島を含む。	615	キリバス	(旧英領ギルバート諸島)
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
617	ナウル		617	ナウル共和国	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
622	米領オセアニア	Midway, Wake, Johnston, Kingman, Palmyra, Howland, Baker, Jarvis, Malden, Starbuck, Flint, Vostok 及び Caroline 島を含む。	622	米領オセアニア	Midway, Wake, Johnston, Kingman, Palmyra, Howland, Baker, Jarvis, Canton, Enderbury, Malden, Starbuck, Flint, Vostok 及び Caroline 島を含む。
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
624	ツバル	(略)	624	トゥヴァル	(同左)
625	マーシャル		625	マーシャル諸島共和国	
626	ミクロネシア		626	ミクロネシア連邦	
627	北マリアナ諸島 (米)		627	北マリアナ諸島連邦 (米)	
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)

新	旧																								
<p>別紙第 2</p> <p style="text-align: center;">税 関 符 号 表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">符号</th> <th style="text-align: center;">事 務 所 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>7430</u></td> <td><u>八代税関支署</u></td> </tr> <tr> <td><u>7440</u></td> <td><u>八代税関支署熊本空港出張所</u></td> </tr> <tr> <td><u>7450</u></td> <td><u>八代税関支署熊本出張所</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	符号	事 務 所 名		(略)	<u>7430</u>	<u>八代税関支署</u>	<u>7440</u>	<u>八代税関支署熊本空港出張所</u>	<u>7450</u>	<u>八代税関支署熊本出張所</u>		(略)	<p>別紙第 2</p> <p style="text-align: center;">税 関 符 号 表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">符号</th> <th style="text-align: center;">事 務 所 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> <tr> <td><u>7430</u></td> <td><u>八代税関支署</u></td> </tr> <tr> <td><u>7432</u></td> <td><u>八代税関支署熊本出張所</u></td> </tr> <tr> <td><u>7440</u></td> <td><u>八代税関支署熊本空港出張所</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> </tbody> </table>	符号	事 務 所 名		(同左)	<u>7430</u>	<u>八代税関支署</u>	<u>7432</u>	<u>八代税関支署熊本出張所</u>	<u>7440</u>	<u>八代税関支署熊本空港出張所</u>		(同左)
符号	事 務 所 名																								
	(略)																								
<u>7430</u>	<u>八代税関支署</u>																								
<u>7440</u>	<u>八代税関支署熊本空港出張所</u>																								
<u>7450</u>	<u>八代税関支署熊本出張所</u>																								
	(略)																								
符号	事 務 所 名																								
	(同左)																								
<u>7430</u>	<u>八代税関支署</u>																								
<u>7432</u>	<u>八代税関支署熊本出張所</u>																								
<u>7440</u>	<u>八代税関支署熊本空港出張所</u>																								
	(同左)																								

新旧対照表

(外国貿易等に関する統計基本通達)

新				旧			
別紙第 7 減免税条項等符号表				別紙第 7 減免税条項等符号表			
(定率法の部)				(定率法の部)			
符号	適用条項	減免税等適用物品	備考	符号	適用条項	減免税等適用物品	備考
(略) (削除)	(略) (削除)	(略) (削除)		(同左) 11204	(同左) 法第 12 条第 3 項	(同左) " (砂 糖)	
11205	法第 12 条第 3 項	" (その他)		11205	法第 12 条第 4 項	" (その他)	
(略) (削除)	(略) (削除)	(略) (削除)		(同左) 11408	(同左) 法第 14 条第 5 号の 2	(同左) " (通貨)	
(略)	(略)	(略)		(同左)	(同左)	(同左)	
11411	法第 14 条第 6 号の 2 令第 13 条の 4	" (ラベル)		11411	法第 14 条第 6 号の 2	" (ラベル)	
(略)	(略)	(略)		(同左)	(同左)	(同左)	
11431	法第 14 条の 3 第 2 項 令第 16 条の 7 第 1 項 規則第 4 条	水産物等の減税 (外国籍船舶採捕 に係るもの)		11431	法第 14 条の 3 第 2 項	水産物等の減税 (外国籍船舶採捕に 係るもの)	
(略)	(略)	(略)		(同左)	(同左)	(同左)	
11507	法第 15 条第 1 項第 5 号 の 2 令第 21 条	" (博覧会等使用物品)		11507	法第 15 条第 1 項第 5 号 の 2	" (博覧会等使用物品)	
(略)	(略)	(略)		(同左)	(同左)	(同左)	
11723	法第 17 条第 1 項第 10 号 令第 33 条の 2 第 1 項	" (一時輸入自動車等)		11723	法第 17 条第 1 項第 10 号	" (一時輸入自動車等)	

新旧対照表

(外国貿易等に関する統計基本通達)

新				旧			
符号	適用条項	減免税等適用物品	備考	符号	適用条項	減免税等適用物品	備考
(略)	(略)	(略)		(同左)	(同左)	(同左)	
12015	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 3 号	// (グルタミン酸等製造用 糖みつ)		12015	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 3 号	// (グルタミン酸等製造用 糖みつ)	
12019	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 4 号	// (酒類用原料アルコール 製造用エチルアルコー ル)					
12020	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 5 号	// (酒類用原料アルコール 製造用エチルアルコー ル及び蒸留酒)					
12016	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 6 号	// (子牛育成用飼料調製品)		12016	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 4 号	// (子牛育成用飼料調製品)	
12009	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 7 号	// (真空管等製造用ニッケ ルの粉等)		12009	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 5 号	// (真空管等製造用ニッケ ルの粉等)	
12010	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 8 号	// (真空管等製造用ニッケ ルの板等)		12010	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 6 号	// (真空管等製造用ニッケ ルの板等)	
12011	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 9 号	// (大型コンテナ用アルミ ニウム板等)		12011	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 7 号	// (大型コンテナ用アルミ ニウム板等)	
12012	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 10 号	// (電解精製用鉛の塊 [課 税価格が 165.37 円/kg 以下のもの])		12012	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 8 号	// (電解精製用鉛の塊 [課 税価格が 165.37 円/kg 以下のもの])	
(暫定法の部)				(暫定法の部)			
符号	適用条項	減免税適用物品	備考	符号	適用条項	減免税適用物品	備考
27054	法第 8 条第 1 項第 1 号 令第 44 条第 1 項	加工又は組立てのため輸出された 貨物を原材料とした製品の減税 (革製バッグ、革製衣類等)		27054	法第 8 条第 1 項第 1 号 令第 44 条第 1 項、第 2 項	加工又は組み立てに係る製品の減税 (第 42.02 項及び第 42.03 項に該当する製品)	
27055	法第 8 条第 1 項第 2 号 令第 44 条第 3 項	// (じゅうたん、ニット製 衣類、織物製衣類等)		27055	法第 8 条第 1 項第 2 号 令第 44 条第 3 項、第 4 項	// (第 57 類、第 61 類から第 63 類までに該当する製 品)	

新旧対照表

(外国貿易等に関する統計基本通達)

新				旧			
符号	適用条項	減免税適用物品	備考	符号	適用条項	減免税適用物品	備考
(削除)	(削除)	(削除)		27056	法第8条第1項第3号 令第44条第5項	" (第85類、第87類、第90類及び第91類に該当する製品)	
27057	法第8条第1項第3号 令第44条第5項	" (革製履物の甲)		28041	法第8条の7 令第62条第1号	軽減税率適用品目 (学校給食用ミルク及びクリーム)	
28041	法第8条の7 令第62条第1号	軽減税率適用品目 (学校給食用ミルク及びクリーム)		(同左)	(同左)	(同左)	
(略)	(略)	(略)		28016	法第8条の7 令第62条第14号	" (原料アルコール用エチルアルコール)	
(削除)	(削除)	(削除)		28017	法第8条の7 令第62条第15号	" (原料アルコール用エチルアルコール及び蒸留酒)	
(略)	(略)	(略)		(同左)	(同左)	(同左)	